

# 業務指示書

## ルワンダ国第二次変電及び配電網整備計画

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年11月19日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年11月25日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：送変電設備に係るO/D、B/D、D/D、S/V

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（業務主任／送配電計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：送配電計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ルワンダ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 変電設備】

- 1) 類似業務の経験：変電設備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ルワンダ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年11月28日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、  
アフリカ地域 における 25% とします。

なお、定率化方式の積算基礎となる現地業務期間中の直接人件費には通訳団員は含まれません。

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。  
(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
地形調査、地質調査、環境社会配慮

- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(RWF1 = 0.160 円 , US\$1 = 109.45 円 , EUR1 = 138.85 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

- ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

- (2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/送配電計画  
変電設備

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.09 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年12月11日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
ルワンダ国第二次変電及び配電網整備計画

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任／送配電計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	( 8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 変電設備	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ルワンダは、他の東アフリカ地域の国々と比較して一人当たりの電力消費量が低水準にあり、電力エネルギーは国家エネルギー総消費量の4%に過ぎない。全消費エネルギーのうち84%が薪炭などの旧来のバイオ燃料の燃焼により賄われている状況にある。2004年に生じた深刻な電力不足後、ルワンダ国の発電量は増加し安定しつつあるものの、電化率は全国平均16%、発電設備容量は110MW程度と依然として低水準な状態である。2011年の発生電力量のエネルギー構成を見ると、水力発電が約54%、火力発電（ディーゼル）が約46%を占めている。特に高価な燃料が必要なディーゼル発電への依存は、重油を輸入に頼るルワンダ国にとって、2004年以降の世界的原油価格の高騰を背景に、財政的に大きな負担となっている。また、近年の8%程度のGDP成長率を背景に、首都キガリを中心に急速に電力需要が増加しているが、それに対応するための送配電設備が十分でないため、今後の電力安定供給が不安視されている。そして、不安定な電力供給は経済開発及び人々の生活水準の向上に大きな支障をきたすことが危惧されている。

ルワンダ政府は上記の状況に対応するため、国家開発計画である「Vision2020」、「経済開発貧困削減戦略」、セクター開発計画である「電力開発戦略」、「エネルギーセクター戦略計画（2013-2018）」の中で、①発電設備の増強、②電化率の向上、③電気料金に対する補助金の削減を重要な目標としている。JICAは対ルワンダ国国別援助実施計画の中で、「経済基盤整備（広域インフラ）」を重点分野と設定し、民間活力の向上を伴う持続的な経済成長の基礎構築を支援しており、電力セクターに対しては、電力供給の安定化及び電化率の向上を目的とした無償資金協力「変電及び配電整備計画」（2010年）、電力公社の研修体制の強化及び運転維持管理能力向上を目的とした技術協力プロジェクト「効率的な電力システム開発のための電力公社能力向上プロジェクト」（2010年～2014年）や、地熱開発計画を含む電力開発計画の策定支援を目的とした技術協力プロジェクト「持続的な地熱エネルギー開発推進のための電力開発計画策定支援プロジェクト」（2013年～2016年）を実施している。

上記の状況を踏まえ、ルワンダ政府は電力供給の安定化を目的とした無償資金協力「第二次変電及び配電網整備計画」（以下、「本プロジェクト」）に係る支援を我が国政府に対し要請した。①ギセニ地区における配電網の改修、②ヌタルカ変電所の改修、③キガリ市内の配電網の改修が要請内容であったが、緊急性を考慮し、キガリ市内の送配変電設備を支援対象とすることで2014年8月にルワンダ側と合意した。このことを踏まえ、JICAは関連情報を収集し、本プロジェクトを無償資金協力として実施する必要性や妥当性を確認すると共に、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うための協力準備調査を実施する。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト目標：

キガリ市において送配電設備を整備・拡充し、増大する電力需要に対応するとともに、電力供給に係る安定性・効率性を改善する。

### (2) プロジェクトの成果：

キガリ市において、送配電設備の整備・拡充が行われる。

### (3) 主要コンポーネント：

現時点で合意しているコンポーネントは、25MVA (110/15kV) の変圧器 2 台を含む Ndera 変電所の新設及び Gasogi 変電所から Ndera 変電所間を結ぶ 110kV 送電線等である。

### (4) 対象地域 (サイト)

ルワンダ国 キガリ市内

### (5) 関係官庁・機関

責任官庁： インフラ省 (Ministry of Infrastructure)

実施機関： ルワンダエネルギーグループ (REG : Rwanda Energy Group)、

## 3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本業務は、ルワンダ政府から要請のあった「第二次変電及び配電網整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がルワンダ側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

### (2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、我が国側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

#### 1) 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

#### 2) 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

### (3) 既存資料の活用

本プロジェクトの必要性・妥当性の検証等に当たっては、JICA が実施中の「持続的な地熱エネルギー開発推進のための電力開発計画策定支援プロジェクト」の情報及び過去に実施した関連案件の調査報告書等の既存資料を十分活用し、調査の重複を避けること。

### (4) 対象コンポーネントの検討

本プロジェクトの対象コンポーネントについて、事業効果や既存計画との整合性の観点から本業務において優先順位付けを行うこととする。なお、スコープの切り分け有無およびその区分については、第一次現地調査期間中に JICA よりコンサルタントに指示するものとし、コンサルタントはその指示を踏まえ、選定スコープに対する概略設計・積算を行う。

### (5) 電力セクターの現状を踏まえた技術的検討

#### 1) 主要機材のスペック

日本と比較して電力設備の運転環境が厳しい点を踏まえ、ルワンダ側が標準としている機材の技術仕様を精査した上で、現在の基幹系統規模、構成、周辺環境、メンテナンス体制に適合した主要機材の技術仕様を提案する。

#### 2) 潮流解析

近年、キガリ市周辺における建設ラッシュに伴い、各変電所における短絡電流値が増大する方向にある。既存の開発計画を踏まえ、更に短絡電流が大きくなることも想定し、遮断器等主要機材の短絡容量を設定する。

#### 3) 保護協調

ルワンダにおける変電所は保護協調上の問題を抱えている場合が少なく

ないことから、本業務では、計画対象変電所のみならず、必要に応じて上位もしくは下位変電所の継電器の整定値を変更提案し、当該変電所の保護協調を計画する。

4) 系統力率

キガリ市内の基幹系統では、系統力率が低い状態で運用されており、送電ロスの増大や高位タップ運転による変圧器への負担等の問題が生じている可能性があるため、本業務では適切な力率補償設備を計画する。

5) 拡張性の確保

今後のキガリ市内の需要増加を見据え、本プロジェクト終了後の拡張の可能性についても検討し、適切な機材使用及びレイアウトを検討する。

(6) ルワンダ側の実施体制

ルワンダでは電力セクター改革が行われており、公的電力事業者であった電力水衛生公社（EWSA：Energy Water and Sanitation Authority）の電力部門と水部門が分社化され、それぞれで組織体制確立を進めている段階にある。本業務並びに本プロジェクトの担当部署を第1次現地調査で確認する。なお、現時点では、REG及びREGの子会社であるEnergy Utility Company Ltd.（EUCL）が実施機関になることを想定している。

(7) 環境社会配慮

本プロジェクト実施に際して、変電所の新設に伴い非自発的住民移転が発生するものの、大規模な移転には至らないことから、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、JICA環境ガイドライン）上、カテゴリBと位置づけられる。本業務ではJICA環境ガイドラインに準拠し、環境社会への著しい影響を回避するような事業計画を立案する。また、ルワンダ国法令に準拠すると、変電所の建設時に環境影響評価（EIA）の実施が求められる可能性があることから、ルワンダ側による円滑な実施のフォローとスケジュール調整等に留意すること。

(8) 変電所サイト及び送電線ルートの確認

Ndera変電所及びGasogi変電所からNdera変電所を結ぶ送電線が本プロジェクトの主要なコンポーネントであるが、変電所の候補サイト及び送電線のルートは現時点で確定していない。そのため、第1次現地調査における現地視察及びルワンダ側との協議に基づき、候補サイトを選定する。なお、候補サイト選定にあたっては、用地取得の有無、住民移転の与える影響等を考慮する。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

### (3) プロジェクトの背景・経緯・目的・内容等の確認

1) 要請内容の範囲、内容等について先方の意向を確認する。

2) 「Vision2020」、「経済開発貧困削減戦略」、「電力開発戦略」、「エネルギーセクター戦略計画（2013-2018）」等の関連政策、計画、プログラムの内容を確認し、ルワンダの電力セクターの上位計画及び本プロジェクトの位置づけについて再確認する。

3) 要請内容を無償資金協力で実施するにあたっての必要性、緊急性を検証・分析する。

4) 他ドナーの支援の動向につき状況を確認し、現状を把握する。特に世銀、アフリカ開発銀行、EU、ベルギーによる電力セクターに係る支援実施状況、今後の予定について確認し、本事業の施工時期、設計範囲等について重複を避けるように調整する。

### (4) プロジェクトの実施体制の確認

1) 実施機関のプロジェクト実施体制、人員配置計画、予算措置、維持管理に係る技術的能力及び財務状況等を調査する。

2) 既存変電設備の定期点検など運営・維持管理の実施状況を調査するとともに、整備台帳、スペアパーツの購入状況など、技術支援検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。

3) 上記1)、2)を取りまとめ、適切な運営・維持管理計画を検討する。

### (5) サイト状況（自然条件等）調査

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、予定サイトにおいて、以下に示す自然条件調査を実施し、施設計画、施工計画に反映させる。なお、現地再委託にて実施することも可とする。

1) 地形調査： 建設予定地周辺地域の地盤高、形状

2) 地質調査

・ ボーリング調査

- ・ 標準貫入試験
- ・ 室内試験等

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、プロポーザルで提案する。また、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

## (6) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」（以下、「設計・積算マニュアル」）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認をとることとする。設計総括表作成にあたっては、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報（資材単価や労務費等）の収集、検討・分析、結果の整理を行う。

### 1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。また、今後の開発計画を踏まえつつ、潮流計算等の系統解析（先方が実施した解析結果の見直しを含む）を通して、対象候補コンポーネントを実施した場合のキガリ市内の系統への影響も見極めたうえで、本業務最終段階で実施する優先順位づけに反映することとする。

### 2) 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

#### 【施設計画】

- ・ 変電所・送電線新設に際し使用可能なサイトを、用地取得の有無、住民移転等を踏まえ確定する。
- ・ 建屋については、機材計画に基づき、変電施設等の運転・管理に最低限必要な機能・面積を検討し、その上で、適切な規模で計画する。また、サイトクリアランスの状況（地中構造物、障害物の有無等を含む）について確認する。

#### 【機材計画】

- ・ 現在及び将来の電力需給状況を調査の上、仕様に関する妥当性を検討する。
- ・ 実施機関の設備・機材の使用実績及び整備状況、要員配置、予算措置実績と計画について調査し、運営・維持管理体制を勘案した機材計画を行う。
- ・ 協力対象となる既存変電所について、事故歴、施設・機材への影響度、事故発生原因等を確認し、必要に応じて計画への反映、若しくは先方への提言を行う。

### 3) 概略設計図

### 4) 施工・据付計画

- ・ 施工・据付方針
- ・ 施工・据付上の留意事項
- ・ 施工・据付区分（先方負担工事との区分）

- ・ 施工・据付監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

## (7) 環境社会配慮

- 1) 主要な環境社会影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成  
 JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。

また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。

なお、主な調査項目は以下のとおり。

- ・ ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、及び経済社会状況等）の確認
- ・ 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ① 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - ② JICA環境ガイドラインとの整合性
  - ③ 関係機関の役割
- ・ スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- ・ 影響の予測
- ・ 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- ・ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ・ 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用等）の検討
- ・ ステークホルダーミーティング開催の可否を確認し、開催が求められる場合には、ステークホルダーミーティングの開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）を行う。

## 2) 簡易住民移転計画案の作成

本事業の実施により非自発的住民移転が発生することから、JICA 環境ガイドラインに基づき、簡易住民移転計画案の作成支援を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下の通り。また、簡易住民移転計画案を策定するために実施した社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA に提出する。

- ・ 用地取得・住民移転の必要性
- ・ 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果



- ・ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- ・ 損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件
- ・ 再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ・ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ・ 苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き
- ・ 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定、及びその責務
- ・ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ・ 費用と財源
- ・ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ・ 初期設計、及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

なお、環境社会配慮に係る調査は現地再委託にて実施することも可とする。

#### (8) 相手国負担事項

相手国側負担事項（用地確保、各種建設許可の取得、補償費等）並びに無償資金協力として事業を実施する際のルワンダ国政府の免税措置を整理する。

#### (9) プロジェクトの維持管理計画

ルワンダ側が行うことになる協力対象施設・機材等の運営・維持管理費を概算で積算した上で、運営・維持管理上の留意事項を提言する。

#### (10) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

なお、設計精度については、施設に関しては概略事業費の積算において算出される事業費と詳細設計の結果算出される事業費との差が±10%以内に納まるような精度を、機材については入札に対応できる精度を確保する。

##### 1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

##### 2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2014年10月）」（以下、「報告書作成ガイドライン」）に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

##### 3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費及び内訳）
- ・ 概略の仕様
- ・ 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(11) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(12) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標の候補として、①裨益対象世帯・施設数、②設備容量、③停電時間・頻度、④電圧降下、⑤電力損失等を想定している。

(13) 対象候補コンポーネントの優先順位づけ

対象コンポーネントについて、主に以下の諸点を考慮のうえ優先順位付けを行い、無償資金協力本体予算規模の見通しに留意しつつ、事業スコープの検討ならびにルワンダ側との調整を行う。

- ・ 各地域における需要予測の再確認と各コンポーネントの裨益効果
- ・ 他援助国・援助機関（世銀、ベルギー、EU、アフリカ開発銀行）による支援計画との整合性
- ・ 各コンポーネントの事業費
- ・ 必要な許認可と所要期間の確認
- ・ 系統安定化への貢献度

(14) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(15) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をルワンダ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(16) 準備調査報告書等の作成

ルワンダ政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5) 機材仕様書

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) から (9) を成果品とする。

- (1) 業務計画書：和文 3 部
- (2) インセプション・レポート：英文 25 部
- (3) 現地調査結果概要：和文 10 部
- (4) 準備調査報告書（案）：和文 10 部 英文 25 部
- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書：和文 2 部  
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む)
- (6) 機材仕様書：和文 3 部 英文 4 部
- (7) 概要資料：和文 1 部及び CD-R1 枚  
(※設計図及び完成予想図並びに測量成果等を含む)
- (8) 準備調査報告書：和文（製本版）8 部及び CD-R1 枚  
(※設計図及び完成予想図並びに測量成果等を含む)  
：英文（製本版）16 部及び CD-R3 枚  
：和文（簡易製本版） 2 部及び CD-R1 枚
- (9) デジタル画像集：CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度）

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については設計・積算マニュアルの補完編を、(2)～(4)、(7)～(9) については報告書作成ガイドラインを参照する。

注 3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010 年 3 月）」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画

2015年2月上旬より第1次現地調査を行い、2015年9月中旬に第2次現地調査（報告書案説明）を実施することを想定する。2015年10月上旬までに概要資料、2016年2月28日までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約18.3M/M

(2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成は下記のとおり想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、担当分野の変更、統合、分割がある場合、理由を付して、プロポーザルで提案すること。

- 1) 業務主任／送配電計画（2号）
- 2) 変電設備（3号）
- 3) 系統解析／保護制御（3号）
- 4) 送配電設備（3号）
- 5) 施工計画／積算（3号）
- 6) 施設設計／積算（3号）
- 7) 環境社会配慮（4号）

#### 3. 配布資料、公開資料

配布資料：無償資金協力要請書

事前合意文書

「持続的な地熱エネルギー開発推進のための電力開発計画策定支援プロジェクト」インテリムレポート

公開資料：ルワンダ国 首都圏及び主要都市配電施設整備計画準備調査（その2）

協力準備調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255773.html>)

#### 4. JICAからの参加団員

第一次及び第二次現地調査にはJICAから総括と計画管理の調査団参加を予定している（各10日を目途）。それぞれの現地調査における参加目的は以下のとおり。

(1) 第一次現地調査

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本事業の要請内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。なお、JICAからの参  
団は、第一次現地調査の開始時期を想定している。

(2) 第二次現地調査

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

## 5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する現地の機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- (1) 地質調査
- (2) 地形調査
- (3) 環境社会配慮

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2012年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

## 6. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトが我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2013年11月版)」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の同行

現地調査に関し、業務主任は、JICAからの参加団員滞在期間中原則として当該団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (4) 安全への配慮

ルワンダ国キガリ市の治安は比較的安定しているが、JICALルワンダ事務所との連携を密にし、通信手段の確保等安全確保には最大限の注意を払う。

以上